

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの議論を踏まえた整理）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の実施に関して必要な事項の整理

(現状)

| 児童福祉法 | 児童福祉法施行令 | 葉山町保育の実施に関する条例 |
|--------------------------------------|--|---|
| 24条1項 保育に欠ける事由がある場合、市町村は保育所で保育する。 | 27条 就労 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居の親族の介護 災害復旧 その他 | 2条 就労(居宅外) 就労(居宅内) 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居の親族の介護 災害復旧 その他町長が認める場合 |

(新制度施行後・平成27年4月～)

| 子ども・子育て支援法 | 子ども・子育て支援法施行規則 | 葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則 |
|---|---|---------------------------|
| 19条2項 2号認定 保育の必要な3～5歳 3号認定 保育の必要な0～2歳 | 就労 下限時間48～64時間 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等の親族の介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 虐待やDVのおそれがあること 育休取得時にすでに保育を利用している子がいて継続利用が必要であること その他市町村が認める場合 | 2条 就労の下限時間を64時間に設定 |

地域型保育事業の一覧

| 名称 | 事業の概要 |
|-----------|--|
| 家庭的保育事業 | 家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業。利用定員は5人以下。 |
| 小規模保育事業 | 利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業 |
| 居宅訪問型保育事業 | 保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業 |
| 事業所内保育事業 | 雇用する労働者の乳児・幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児に対し保育を行う事業 |

家庭的保育事業の主な基準

| 区分 | 基準の内容 |
|----------|--|
| 保育する人数 | 1～5人 |
| 保育する年齢 | 0～2歳 |
| 配置する職員 | 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） 嘱託医 調理員 |
| 保育従事者の資格 | 家庭的保育者：必要な研修を終了した保育士等 家庭的保育補助者：必要な研修を終了した者 |
| 保育従事者数 | 0～2歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2 |
| 設備 | 保育を行う専用居室 遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地で可） 調理設備、便所 |
| 面積 | 保育室 9.9㎡以上 （乳幼児が3人を超える場合は+3.3㎡/人） 庭 3.3㎡/人（2歳以上児1人あたり） |
| 給食 | 自園調理が原則（連携施設等からの搬入可） |
| 連携施設 | 連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要（経過措置あり） |

現行の保育所保育料の仕組みについて

1 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と葉山町の現状

(1) 国が想定する費用負担割合

国の想定する制度設計上の負担割合は、保護者負担を差し引いた額を国・県・市町村で負担することになっています（民間保育所の場合、公費負担の割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1）。

（国が想定する費用負担割合）

| 国基準での保護者負担 | 保護者負担を差し引いた額（公費負担） | | |
|----------------|--------------------|------|------|
| 保護者負担 （保育料） | 国 | 県 | 市町村 |
| | 2分の1 | 4分の1 | 4分の1 |

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

(2) 葉山町の現状

実際には、保育所保育料は国の基準をもとに各市町村で実情に合わせて設定することとされており、現在の財源状況は次のとおりとなっています。

（葉山町の現状）

| 国基準での保護者負担 | | 保護者負担を差し引いた額（公費負担） | | |
|----------------|--------------|--------------------|------|------|
| 保護者負担 （保育料） | 町追加負担 （ ） | 国 | 県 | 市町村 |
| | | 2分の1 | 4分の1 | 4分の1 |

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

児童の年齢や所得階層により差がありますが、現行の町の保育料は国の基準の約7割に設定されています。

保護者負担（保育料）：町追加負担 = 7 : 3

保育所保育料について市町村が追加負担（軽減）することは全国的に行われている一方で、公平性や財政運営の面から批判もあります。

神奈川県内では、国の基準どおりに保育料を設定している自治体はありません。

2 これまでの経緯

(1) 葉山町の保育所保育料の考え方

国基準を上限として、他の市町村の保育料を参考に、保護者の負担額を設定したものとされます。

葉山町の保育料は、大きく次の2点が特徴となっています。

共働きの標準世帯階層を国基準の約7割とし、低所得の階層になるに伴い、軽減の割合を多くしています。

3～5歳については、幼稚園利用者と比較して保護者負担が重くなりすぎないように、幼稚園の保育料を参考に保護者負担額を設定しています。

(2) 直近の保育所保育料の改定

平成19年度末に、他の市町村を参考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正しようとしています(8階層 11階層)。

直近の改定では、所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていません。

(3) 幼稚園利用者との差について

幼稚園利用者についても、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免(補助)される就園奨励費制度があります。

葉山町では、文部科学省の定める減免(補助)限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

ただし、町上乗せ分は年間9,000円(1ヶ月あたり750円)となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

3 平成27年度に向けた対応

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担について、新しい国基準を上限として、市町村が定めることになっています。

国の示すイメージでは、教育認定は現行の幼稚園就園奨励費、保育認定は現行の保育料をふまえた内容となっています。

保育所保育料については、従来の階層区分は維持される予定ですが、所得税額でなく市町村民税額を基に設定される見込みです。

(参考資料)

国の定める保育単価表(月額)

| 地域区分 | 定員 | 保育所の長 設置 | 年齢区分 | 基本分 保育単価 |
|---------|---------------|-------------|-------|-------------|
| 6/100地域 | 81人~90人 まで | 設置 | 乳児 | 156,630円 |
| | | | 1、2歳児 | 92,310円 |
| | | | 3歳児 | 44,210円 |
| | | | 4歳以上児 | 37,780円 |

地域区分や定員等により単価が変わるため、葉山町内にある既存の民間保育所を例として考える。

国の定める保育料基準額(月額)

| 階層区分 | 保育料基準額 | |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| 生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| 市町村民税 非課税世帯 | 9,000円 | 6,000円 |
| 市町村民税 課税世帯 | 19,500円 | 16,500円 |
| 所得税額 40,000円未満 | 30,000円 | 27,000円 (保育単価限度) |
| 所得税額 103,000円未満 | 44,500円 | 41,500円 (保育単価限度) |
| 所得税額 413,000円未満 | 61,000円 | 58,000円 (保育単価限度) |
| 所得税額 734,000円未満 | 80,000円 (保育単価限度) | 77,000円 (保育単価限度) |
| 所得税額 734,000円以上 | 104,000円 (保育単価限度) | 101,000円 (保育単価限度) |

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳未満児の場合(国は3歳未満の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 基準額 (A) |
|----|--------------------|----------------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 |
| 2 | 市町村民税 非課税世帯 | 9,000円 |
| 3 | 市町村民税 課税世帯 | 19,500円 |
| 4 | 所得税額 40,000円未満 | 30,000円 |
| 5 | 所得税額 103,000円未満 | 44,500円 |
| 6 | 所得税額 413,000円未満 | 61,000円 |
| 7 | 所得税額 734,000円未満 | 80,000円 (保育単価限度) |
| 8 | 所得税額 734,000円以上 | 104,000円 (保育単価限度) |

町の保育料(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 (B) | 比較 (B / A) |
|----|---------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 | 100% |
| 2 | 町民税 非課税世帯 | 4,000円 | 44% |
| 3 | 町民税課税世帯 (均等割りのみ) | 7,300円 | 37% |
| 4 | 町民税課税世帯 (所得割課税) | 10,600円 | 54% |
| 5 | 所得税 5,000円未満 | 17,200円 | 57% |
| 6 | 所得税 5,000円以上 40,000円未満 | 19,200円 | 64% |
| 7 | 所得税 40,000円以上 103,000円未満 | 31,800円 | 71% |
| 8 | 所得税 103,000円以上 200,000円未満 | 41,000円 | 67% |
| 9 | 所得税 200,000円以上 413,000円未満 | 46,000円 | 75% |
| 10 | 所得税 413,000円以上 550,000円未満 | 59,400円 | 74% |
| 11 | 所得税 550,000円以上 | 61,400円 | 59% |

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 基準額 (A) |
|----|--------------------|----------------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 |
| 2 | 市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 |
| 3 | 市町村民税 課税世帯 | 16,500円 |
| 4 | 所得税額 40,000円未満 | 27,000円 (保育単価限度) |
| 5 | 所得税額 103,000円未満 | 41,500円 (保育単価限度) |
| 6 | 所得税額 413,000円未満 | 58,000円 (保育単価限度) |
| 7 | 所得税額 734,000円未満 | 77,000円 (保育単価限度) |
| 8 | 所得税額 734,000円以上 | 101,000円 (保育単価限度) |

町の保育料(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 (B) | 比較 (B / A) |
|----|---------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 | 100% |
| 2 | 町民税 非課税世帯 | 2,400円 | 40% |
| 3 | 町民税課税世帯 (均等割りのみ) | 5,500円 | 33% |
| 4 | 町民税課税世帯 (所得割課税) | 8,600円 | 52% |
| 5 | 所得税 5,000円未満 | 15,000円 | 56% |
| 6 | 所得税 5,000円以上 40,000円未満 | 17,000円 | 63% |
| 7 | 所得税 40,000円以上 103,000円未満 | 29,000円 | 70% |
| 8 | 所得税 103,000円以上 200,000円未満 | 32,300円 | 57% |
| 9 | 所得税 200,000円以上 413,000円未満 | 33,000円 | 57% |
| 10 | 所得税 413,000円以上 550,000円未満 | 33,600円 | 44% |
| 11 | 所得税 550,000円以上 | 34,000円 | 37% |

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

4・5歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 基準額 (A) |
|----|--------------------|----------------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 |
| 2 | 市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 |
| 3 | 市町村民税 課税世帯 | 16,500円 |
| 4 | 所得税額 40,000円未満 | 27,000円 (保育単価限度) |
| 5 | 所得税額 103,000円未満 | 41,500円 (保育単価限度) |
| 6 | 所得税額 413,000円未満 | 58,000円 (保育単価限度) |
| 7 | 所得税額 734,000円未満 | 77,000円 (保育単価限度) |
| 8 | 所得税額 734,000円以上 | 101,000円 (保育単価限度) |

町の保育料(月額)

| 階層 | 区分 | 保育料 (B) | 比較 (B / A) |
|----|---------------------------------|------------|---------------|
| 1 | 生活保護世帯 | 0円 | 100% |
| 2 | 町民税 非課税世帯 | 2,400円 | 40% |
| 3 | 町民税課税世帯 (均等割りのみ) | 5,500円 | 33% |
| 4 | 町民税課税世帯 (所得割課税) | 8,600円 | 52% |
| 5 | 所得税 5,000円未満 | 13,800円 | 51% |
| 6 | 所得税 5,000円以上 40,000円未満 | 15,800円 | 59% |
| 7 | 所得税 40,000円以上 103,000円未満 | 27,600円 | 67% |
| 8 | 所得税 103,000円以上 200,000円未満 | 28,000円 | 48% |
| 9 | 所得税 200,000円以上 413,000円未満 | 28,500円 | 49% |
| 10 | 所得税 413,000円以上 550,000円未満 | 29,200円 | 38% |
| 11 | 所得税 550,000円以上 | 30,000円 | 28% |

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

葉山町における利用者負担額案(概要)

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定) (月額)

| 階層区分 | 利用者負担額(円) |
|-----------------------------|-----------|
| 生活保護世帯 | 0 |
| 市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む) | 2,200 |
| 所得割課税額 77,100円以下 | 15,300 |
| 所得割課税額 211,200円以下 | 19,700 |
| 所得割課税額 211,201円以上 | 24,900 |

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定) (月額)

| 階層区分 | 利用者負担額(円) | | | | | |
|----------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 保育標準時間 | | | 保育短時間 | | |
| | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 | 満3歳未満 | 満3歳 | 満4歳以上 |
| 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市町村民税非課税世帯 | 4,000 | 2,400 | 2,400 | 3,900 | 2,300 | 2,300 |
| 市町村民税均等割のみ | 7,300 | 5,500 | 5,500 | 7,100 | 5,400 | 5,400 |
| 所得割課税額 48,600円未満 | 10,600 | 8,600 | 8,600 | 10,400 | 8,400 | 8,400 |
| 所得割課税額 60,000円未満 | 17,200 | 15,000 | 13,800 | 16,900 | 14,700 | 13,500 |
| 所得割課税額 97,000円未満 | 19,200 | 17,000 | 15,800 | 18,800 | 16,700 | 15,500 |
| 所得割課税額 169,000円未満 | 31,800 | 29,000 | 27,600 | 31,200 | 28,500 | 27,100 |
| 所得割課税額 230,000円未満 | 41,000 | 32,300 | 28,000 | 40,300 | 31,700 | 27,500 |
| 所得割課税額 301,000円未満 | 46,000 | 33,000 | 28,500 | 45,200 | 32,400 | 28,000 |
| 所得割課税額 397,000円未満 | 59,400 | 33,600 | 29,200 | 58,300 | 33,000 | 28,700 |
| 所得割課税額 397,000円以上 | 61,400 | 34,000 | 30,000 | 60,300 | 33,400 | 29,400 |

保育認定(2号認定・3号認定)においては、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

資料2-4

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子ども第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

| 階層区分 | 利用者負担 |
|---------------------------------|-------------------|
| ①生活保護世帯 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) | 9,100円→ 3,000円 |
| ③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 | 16,100円 |
| ④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 | 20,500円 |
| ⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 | 25,700円 |

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認められる(経過措置)。

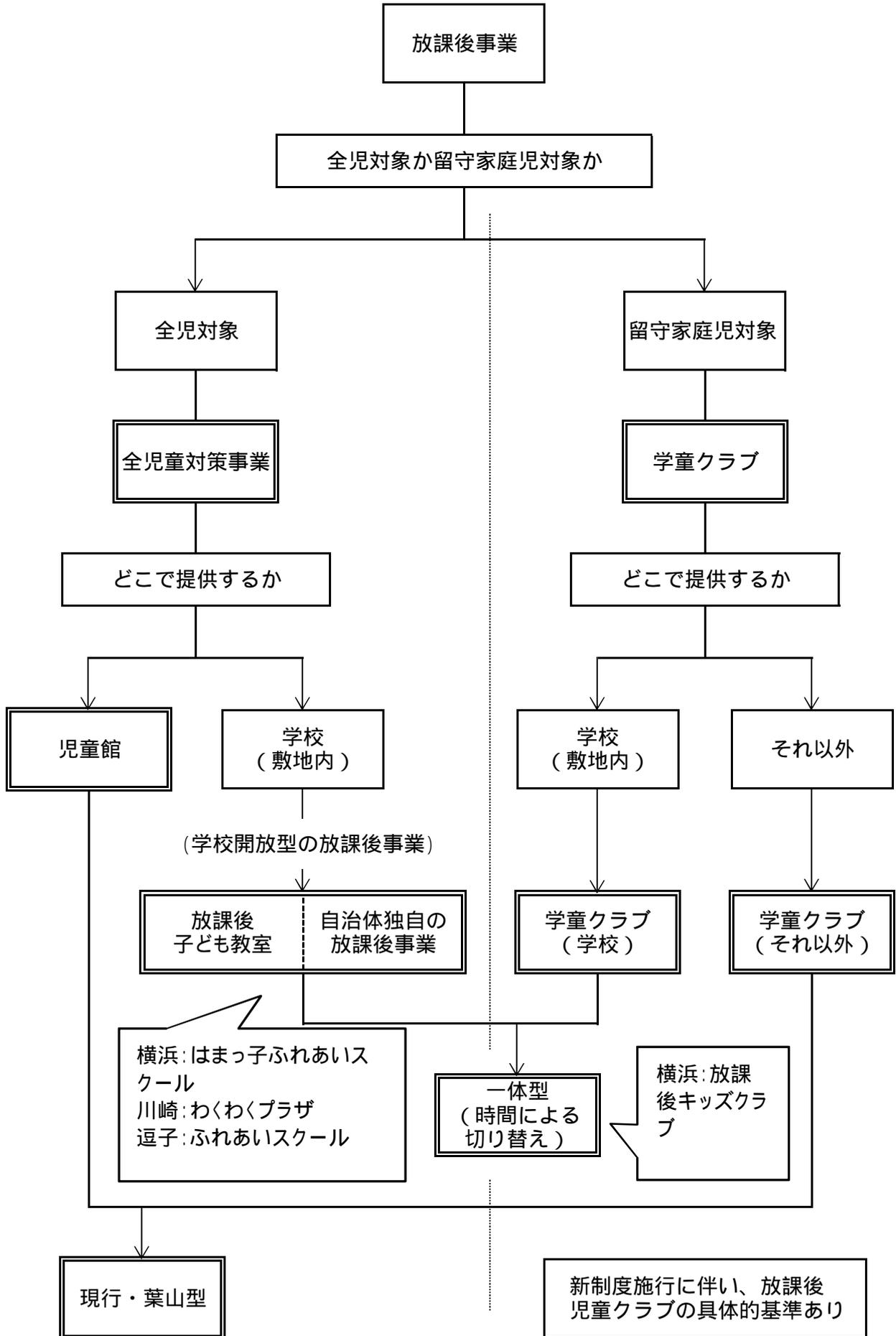
- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

| 階層区分 | 利用者負担 | | 利用者負担 | |
|-----------------------|----------|---------|----------|----------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| ②市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 | 6,000円 | 9,000円 | 9,000円 |
| ③所得割課税額 48,600円未満 | 16,500円 | 16,300円 | 19,500円 | 19,300円 |
| ④所得割課税額 97,000円未満 | 27,000円 | 26,600円 | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤所得割課税額 169,000円未満 | 41,500円 | 40,900円 | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥所得割課税額 301,000円未満 | 58,000円 | 57,100円 | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦所得割課税額 397,000円未満 | 77,000円 | 75,800円 | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧所得割課税額 397,000円以上 | 101,000円 | 99,400円 | 104,000円 | 102,400円 |

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

< 放課後事業の類型の整理 >



今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の方向性について

1 放課後児童クラブ（留守家庭児童対象）について

（1）民間学童クラブについて

町から民間学童クラブに補助金を出す方向で予算化（平成 27 年度～）、各クラブの運営を安定させるとともに、保護者に対して多様な選択肢を用意することがねらい。

保護者が学童クラブを運営する方法もありうるが、当面は保育園や幼稚園に対して学童クラブ実施の働きかけを行っていく予定。

公有施設（学校の余裕教室など）の活用は引続き検討していく。

特にニーズの高い葉山小、一色小、長柄小の地区の学童クラブを重点的に整備していく。

低所得者向け減免料金の設定は今後検討する。対象としては、生活保護世帯、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療費助成対象者、就学援助対象世帯、多子世帯などを想定。

（2）町直営の学童クラブについて

当面（2年間）は町直営の学童クラブとの併存とし、保護者の利用状況をみて直営の学童クラブは廃止を検討していく（ ）。

学童クラブについて児童館との分離を基本とし、民間学童クラブの運営の妨げとならないようにするため。

町直営の学童クラブを

完全に廃止とするか、

ランドセル置場（学童クラブと位置付け異なる、横須賀市で実施）

として再編するか、

放課後子ども教室（全児童対象）として再編するか、

は今後検討を行う。

子ども・子育て支援事業計画では町直営の学童クラブも供給量として見込んでいるため、見直しを行う際は代替的な機能を果たすか慎重に判断する必要がある。

2 放課後子ども教室（全児童対象）について

（1）国の動向

平成 26 年 8 月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」では、小学校内での一体型（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の実施が盛り込まれている。

(2) 他自治体の事例

横浜市型

- ・ 小学校内で一体型の放課後キッズクラブ
(はまっ子ふれあいスクール+学童クラブ)
一部の地域で、はまっ子のみ、学童のみの場合あり
- ・ 一体型の放課後キッズクラブが基本
- ・ 時間による切り替え(17時~)
- ・ 担当部署:放課後児童育成課

逗子市型

- ・ 小学校内のふれあいスクール+小学校近隣の学童クラブ
- ・ 学童クラブと放課後子ども教室の分離が基本
- ・ 担当部署:児童青少年課、保育課

横須賀市型(参考:放課後子ども教室の事例ではない)

- ・ 小学校内の学童クラブ+みんなの家(児童館)のランドセル置場
- ・ 一部の小学校で横須賀わいわいスクール(放課後子ども教室)
- ・ 担当部署:教育・保育支援課、こども育成総務課

(3) 今後5年間の葉山町の方向性について

これまでは、新制度の施行準備の関係で、学童クラブを優先して対応を進めてきた(～平成26年度)。

今後はまず、学童クラブと放課後子ども教室をどのように整理するか検討を行う必要がある。

実施に向けた具体的な検討の際は、保護者のニーズや現在町内にある社会資源(スペース・人材等)について十分考慮する必要がある。

学校施設については、まずは学童クラブから入って学校側とルールづくりをしていく予定。

公共施設の再編について全庁的に議論していくので、こちらの動向にも注目している。

どのようなメニューを用意するのか、誰が提供できるのか、なども検討課題となる。

早急に対応するのではなく、他自治体の事例などをふまえて丁寧に検討をする必要がある(平成27年度～)。

(以上)

葉山町内の学童クラブ一覧（平成26年度）

| 学童クラブ名 | 定員 | 対象学年 | 開所時間 | 延長保育 | 開所日数 | 職員数 (アルバイト員含む) | 職員の 研修受講資格 | 学童保育料 (月額) | 所在地 |
|----------------|-------------|-----------|--------------------|--|------|-------------------|---------------|---------------|-------------|
| 葉山 学童クラブ | おおむね 25人 | 小1 ～小3 | 休業日 9:00～18:00 | 無 | 293 | 6 | 有4人 無2人 | 無料 | 堀内 1735-112 |
| | | | 休業日以外 放課後～18:00 | | | | | | |
| 葉桜 学童クラブ | おおむね 25人 | 小1 ～小3 | 休業日 9:00～18:00 | 無 | 293 | 6 | 有4人 無2人 | 無料 | 長柄 1413-154 |
| | | | 休業日以外 放課後～18:00 | | | | | | |
| 下山口 学童クラブ | おおむね 15人 | 小1 ～小3 | 休業日 9:00～18:00 | 無 | 293 | 5 | 有5人 無0人 | 無料 | 下山口 1705-1 |
| | | | 休業日以外 放課後～18:00 | | | | | | |
| 上山口 学童クラブ | おおむね 25人 | 小1 ～小3 | 休業日 9:00～18:00 | 無 | 293 | 5 | 有5人 無0人 | 無料 | 上山口 2627 |
| | | | 休業日以外 放課後～18:00 | | | | | | |
| おひさま 学童あおぞら | おおむね 24人 | 小1 ～小6 | 休業日 8:00～18:30 | 無 | 295 | 5 | 有4人 無1人 | 1・2年生 22,000円 | 一色 1489 |
| | | | 休業日以外 放課後～18:30 | | | | | 3・4年生 20,000円 | |
| | | | 土曜日 8:00～17:00 | | | | | 5・6年生 18,000円 | |
| 風の子クラブ | おおむね 20人 | 小1 ～小6 | 休業日 7:00～19:00 | 有 (15分250円) 7:00～8:00 18:00～19:00 | 240 | 5 | 有4人 無1人 | 1・2年生 23,000円 | 一色 1441 |
| | | | 休業日以外 放課後～19:00 | | | | | 3年生 20,000円 | |
| | | | | | | | | 4年生 15,000円 | |
| | | | | | | | | 5・6年生 10,000円 | |

葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査（概要）

平成25年度に、子ども・子育て支援事業計画の策定のために、未就学児童を対象としたニーズ調査（回答者は保護者）を実施しました。その概要と結果は、次のとおりです。

| | |
|-------------|---|
| 調査対象者 | 町内にお住まいの就学前のお子さん（平成19年4月2日以降生まれ） 1,820名 |
| 調査方法 | 調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収。 葉書による督促を1回実施。 |
| 調査期間 | 調査票発送 平成25年11月7日（木） 調査票回収期限 平成25年11月30日（土） |
| 調査内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ お住まいの地域について ・ 子どもと家族の状況について ・ 子どもの育ちをめぐる環境について ・ 保護者の就労状況について ・ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ・ 地域の子育て支援事業の利用状況について ・ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について ・ 子どもが病気の際の対応について ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について ・ 小学校就学後の放課後の過ごし方について ・ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について |
| 調査票 回収状況 | 配布数 1,820件 有効回収数 1,136件（有効回収率 62.4%） |

(2-1) きょうだいが多くて困っていること

きょうだい2人以上と答えた方に、きょうだいが多くて困っていることを自由記入形式でたずねたところ、339人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は448件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

| 内 容 | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|------------|---------------|
| < 経済的問題 > | 145 | 32.4% |
| 総合的にお金がかかる | 47 | 10.5% |
| 学費や習い事に費用がかかる | 43 | 9.6% |
| 生活費がかかる | 26 | 5.8% |
| 保育費がかかる | 23 | 5.1% |
| 医療費や予防接種にお金がかかる | 6 | 1.3% |
| < 子どもの日常生活上の問題 > | 134 | 29.9% |
| けんかや物の取り合いをする | 44 | 9.8% |
| 1人1人にじっくり向き合えない | 27 | 6.0% |
| スケジュールが違う、行事が重なる | 20 | 4.5% |
| 上の子にかまってあげられない | 16 | 3.6% |
| 1人が病気になると他の子にうつる | 10 | 2.2% |
| 子どもによって生活リズムが違う | 7 | 1.6% |
| 上の子の都合に合わせてしまう | 4 | 0.9% |
| 遊び方が違う、どの子に合わせればよいかわからない | 3 | 0.7% |
| 物が多い、散らかる | 3 | 0.7% |
| < 親の身体的・精神的な負担 > | 72 | 16.1% |
| 外出や買い物が大変 | 27 | 6.0% |
| 忙しい、家事がはかどらない、自由時間がない | 13 | 2.9% |
| 通院が大変 | 10 | 2.2% |
| 保育施設や習い事の送迎が大変 | 7 | 1.6% |
| 同時にぐずったり泣かれると大変 | 7 | 1.6% |
| 食事(外食など)が大変 | 6 | 1.3% |
| 親が身体的・精神的に大変 | 2 | 0.4% |
| < 子どもの預かり先 > | 51 | 11.4% |
| 1人の予定に他の子を付き合わせるのが大変、預け先がない | 21 | 4.7% |
| 保育所などが少ない、きょうだいで同じ施設に入れない | 16 | 3.6% |
| 子どもが病気の時の対応が大変、預け先がない | 10 | 2.2% |
| 親の用事などの際の一時的な預け先がない | 4 | 0.9% |
| < 環境面の問題 > | 18 | 4.0% |
| 家や部屋が狭い、部屋が少ない | 9 | 2.0% |
| 子どもが遊ぶ場所がない、利用しにくい | 9 | 2.0% |
| その他 | 13 | 2.9% |
| 特にない、良いことの方が多い | 15 | 3.3% |
| 計 | 448 | 100.0% |

(5) 子育てする上での周囲からのサポート

子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者）からどのようなサポートがあればよいかを自由記入形式でたずねたところ、449人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は547件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

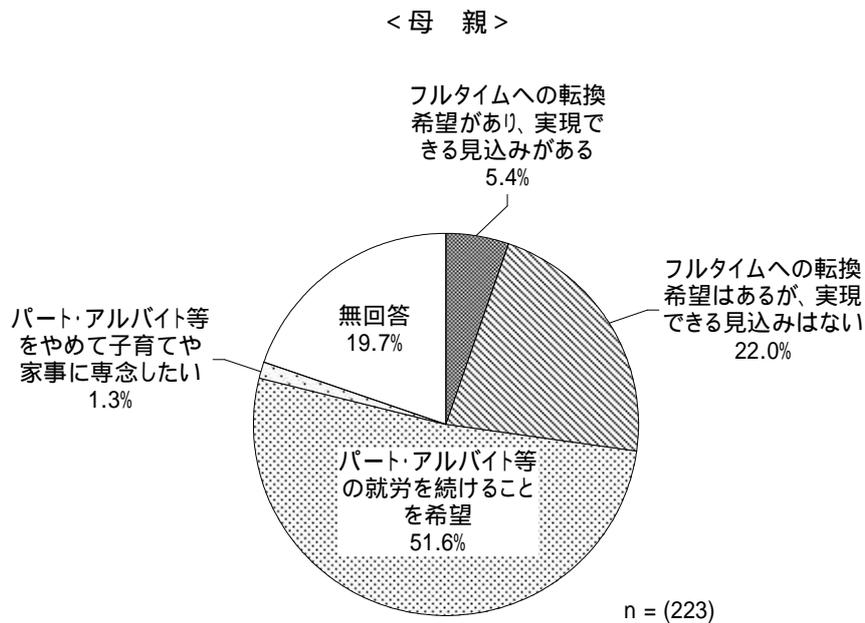
| 内 容 | 回答数 | 構成比 |
|-----------------------------|-----|--------|
| 一時預かりの充実 | 161 | 29.4% |
| 育児相談、アドバイスなど精神的サポート | 98 | 17.9% |
| 子育て交流の場の提供・充実 | 33 | 6.0% |
| 地域や行政からの親や子どもに対する見守り、声掛け | 33 | 6.0% |
| 病児・病後児保育の充実 | 24 | 4.4% |
| 経済的援助の充実 | 20 | 3.7% |
| 情報提供の充実 | 18 | 3.3% |
| 公園・広場など屋外で遊べる場所の充実 | 18 | 3.3% |
| 児童館など屋内で遊べる場所の充実 | 14 | 2.6% |
| 保育所の増設、待機児童の解消 | 14 | 2.6% |
| 子育て講座の開催 | 10 | 1.8% |
| 子育てイベントの開催 | 8 | 1.5% |
| 放課後児童クラブ（学童保育）や小学生の預かり事業の充実 | 8 | 1.5% |
| 家事代行サービスの充実 | 7 | 1.3% |
| 保育施設や習い事等への送迎サービス | 7 | 1.3% |
| 家庭訪問の充実 | 6 | 1.1% |
| 健診についての要望 | 6 | 1.1% |
| 交通インフラの整備 | 6 | 1.1% |
| 土日・祝日の保育の充実 | 5 | 0.9% |
| 長期休暇中の保育の充実 | 4 | 0.7% |
| 防犯対策 | 2 | 0.4% |
| その他 | 32 | 5.9% |
| 満足している、十分、特に必要ない | 13 | 2.4% |
| 計 | 547 | 100.0% |

(3) フルタイムへの転換希望

現在パート・アルバイトで就労している場合の、フルタイムへの転換希望をたずねたところ、母親は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(51.6%)が過半数を占め、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が22.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が5.4%となっており、『フルタイムへの転換希望がある』人は27.4%となっています。

父親は、回答人数が少ないので図表は参考程度とします。

図表 0-1 フルタイムへの転換希望



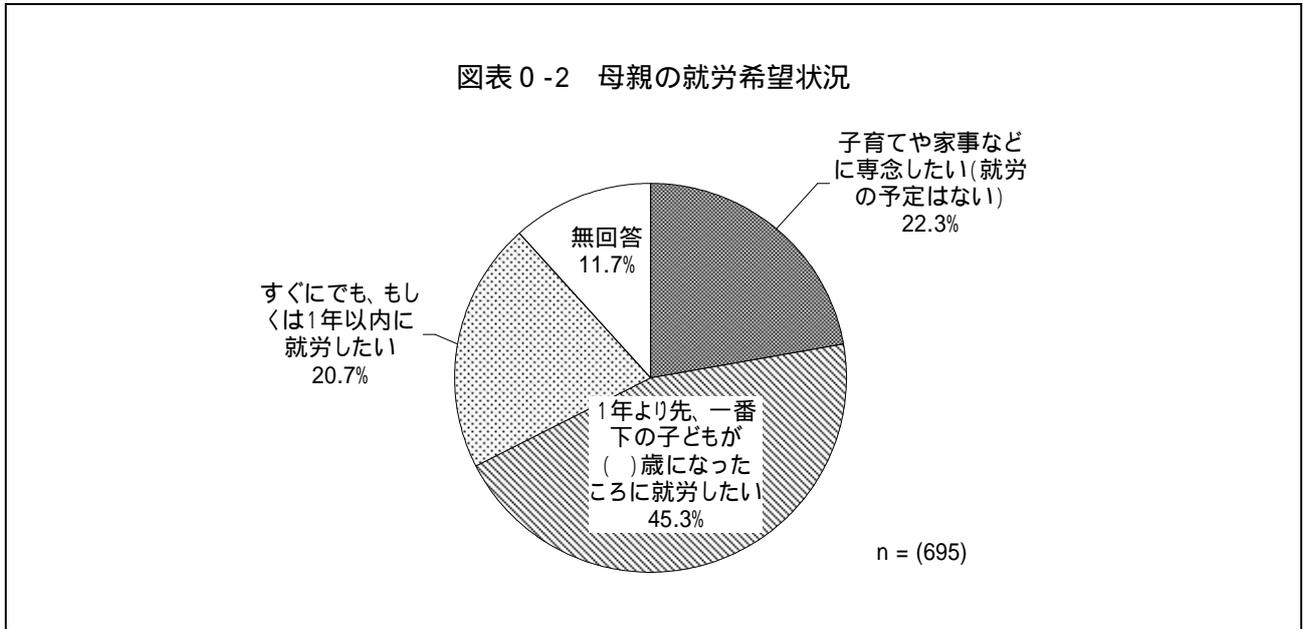
< 父 親 >

(人)

| n | フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある | フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない | パート・アルバイト等の就労を続けることを希望 | パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい | 無回答 |
|----|----------------------------|-----------------------------|------------------------|----------------------------|-----|
| 16 | 5 | 2 | 7 | - | 2 |

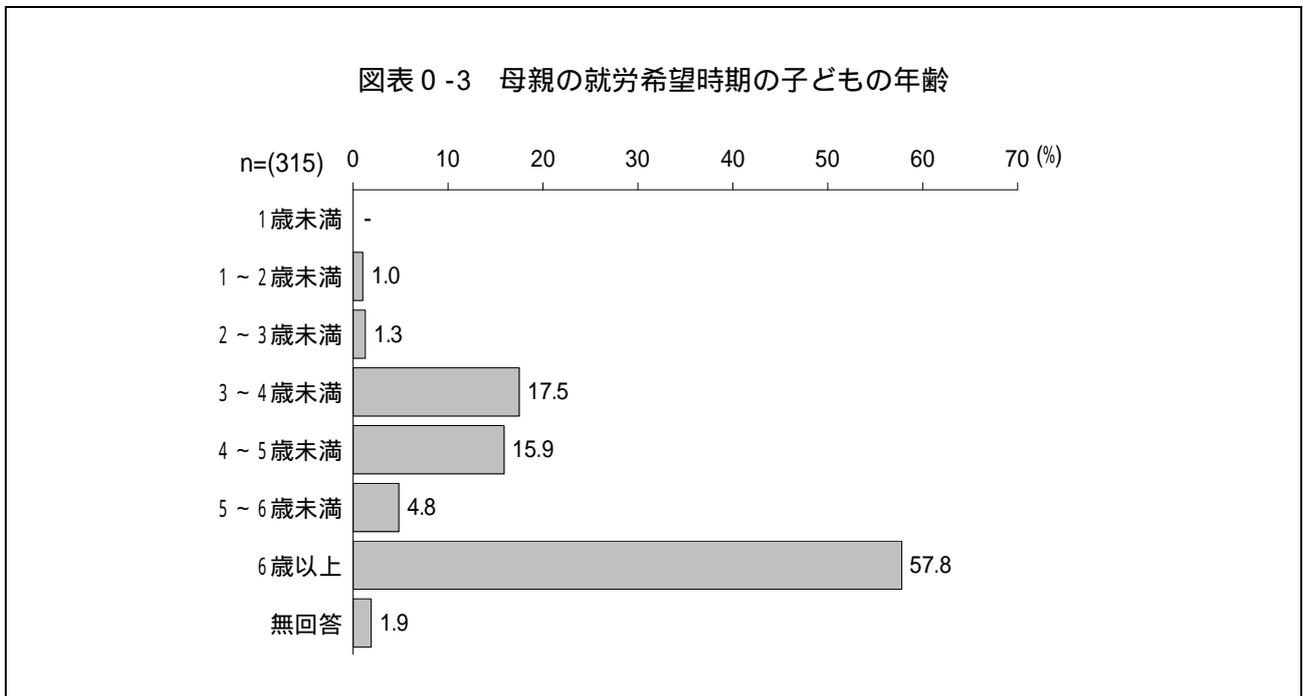
(4) 母親の就労希望状況

母親が現在就労していない場合の就労希望状況をたずねたところ、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」(45.3%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(22.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(20.7%)と続いています。



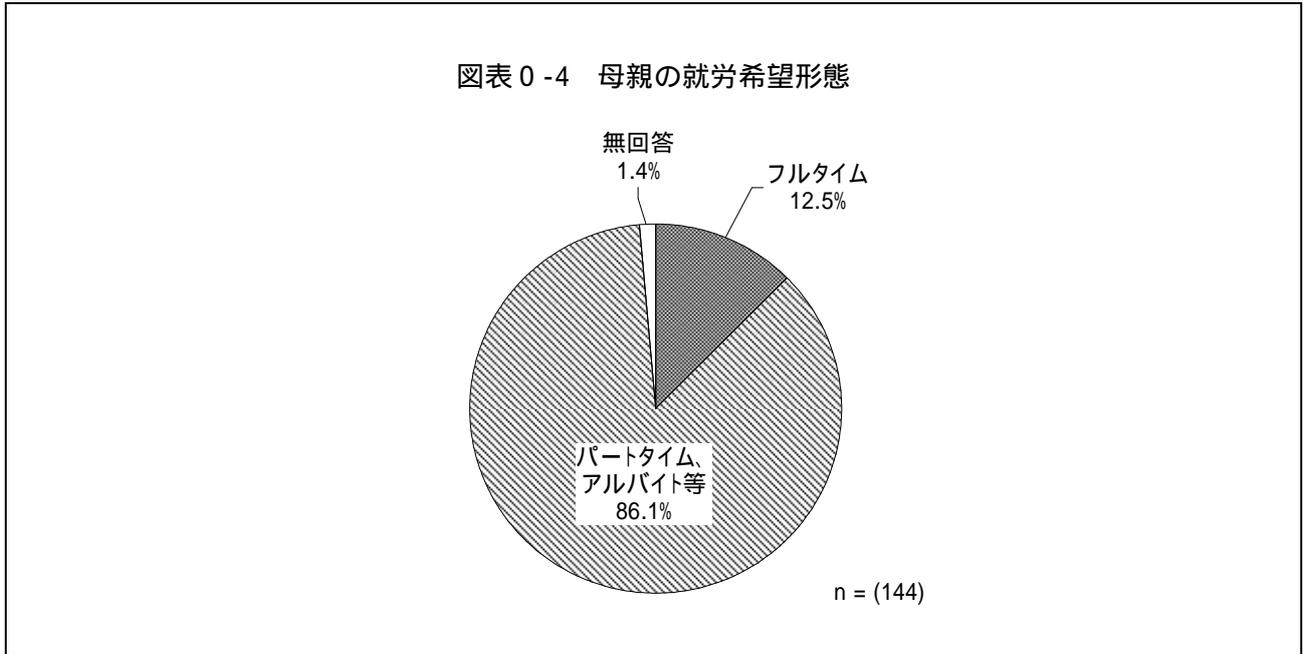
(4-1) 母親の就労希望時期の子どもの年齢

就労希望時期の末子の年齢についてたずねたところ、「6歳以上」(57.8%)が過半数を占め、以下、「3~4歳未満」(17.5%)、「4~5歳未満」(15.9%)などと続いています。また、平均は5歳7ヶ月となっています。



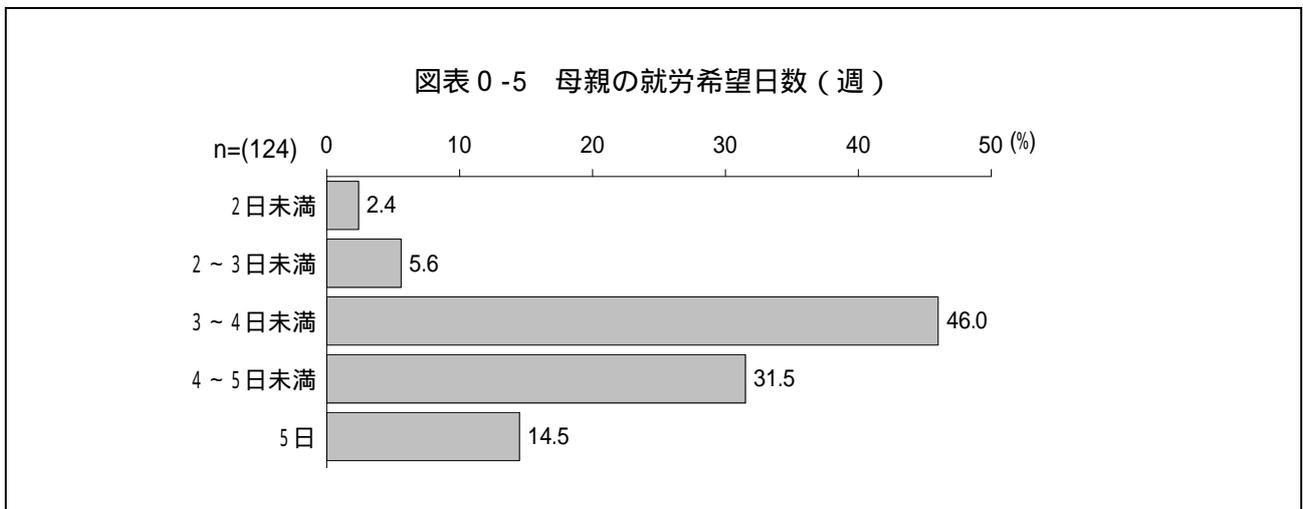
(4 - 1) 母親の就労希望形態

希望する就労形態をたずねたところ、「パートタイム、アルバイト等」が86.1%を占め、「フルタイム」が12.5%となっています。



(4 - 2) 母親の就労希望日数

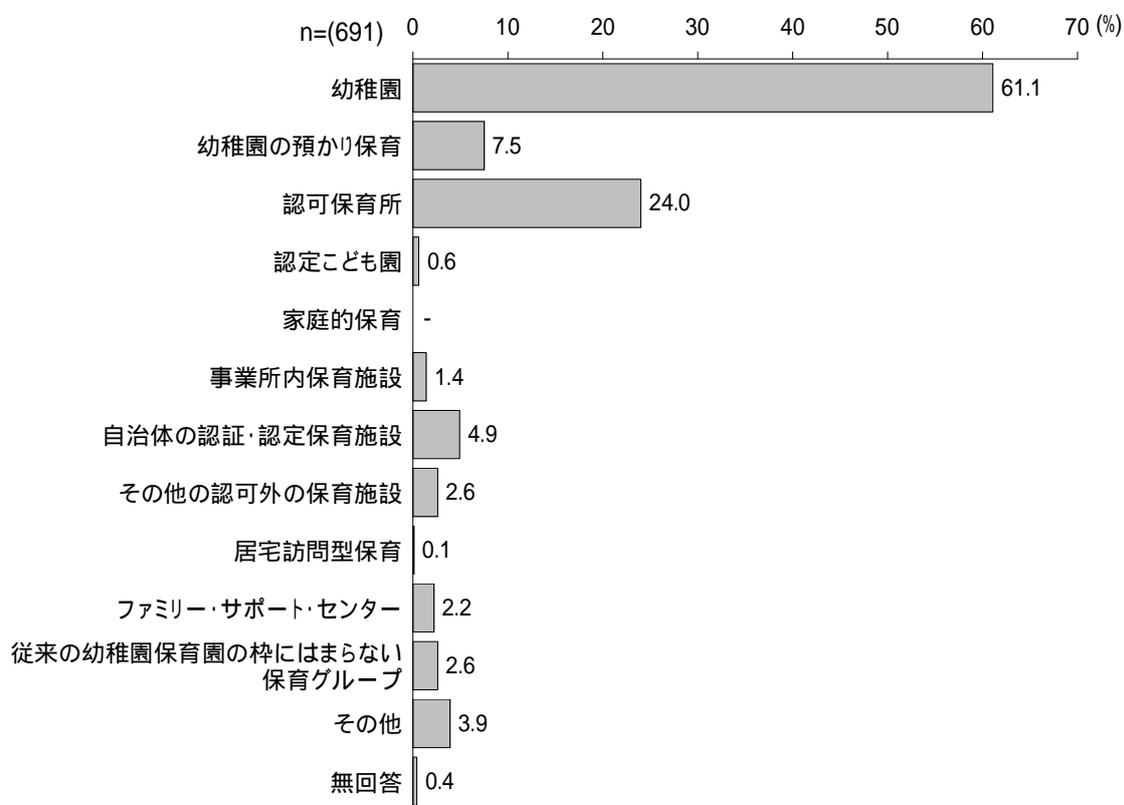
希望する就労日数をたずねたところ、週「3～4日未満」(46.0%)が半数近くを占め、「4～5日未満」(31.5%)、「5日」(14.5%)と続いており、平均日数は3.50日となっています。



(1 - 1) 教育・保育事業の利用形態 (利用率)

定期的な教育・保育事業の利用形態 (利用率) を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」(61.1%) が 6 割を超えて最も高く、「認可保育所」(24.0%) が 2 割台、以下、「幼稚園の預かり保育」(7.5%)、「自治体の認証・認定保育施設」(4.9%) などと続いています。

図表 0 - 6 教育・保育事業の利用形態 (利用率)



子どもの年齢別

子どもの年齢別にみると、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」は年齢が上がるほど利用率が高くなる傾向がみられます。一方、「認可保育所」は1歳（87.1%）で9割近くと最も高く、それ以降は年齢が上がるほど利用率が低くなる傾向がみられます。

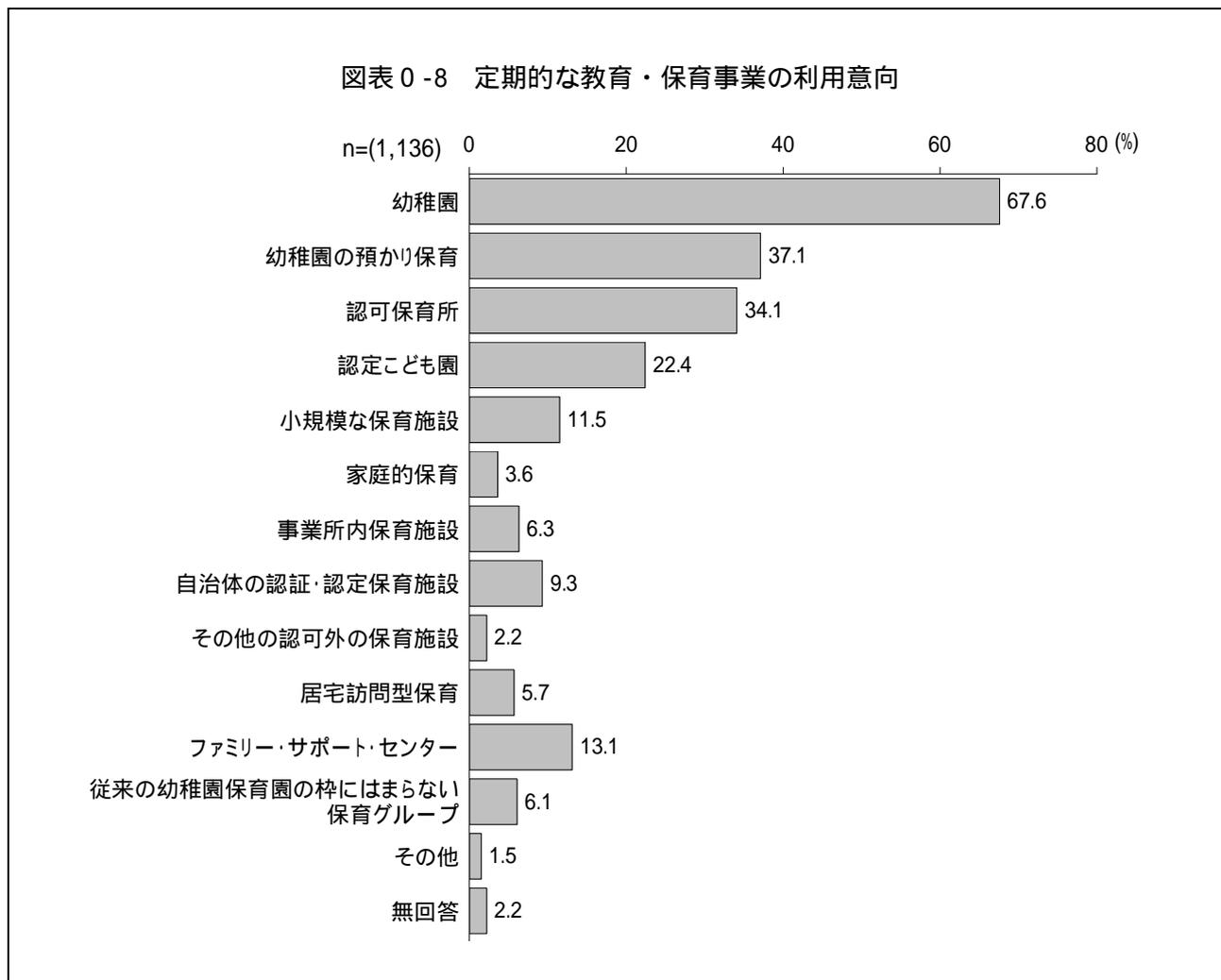
図表0-7 教育・保育事業の利用形態 - 子どもの年齢別

(%)

| | n | 幼稚園 | 幼稚園の預かり保育 | 認可保育所 | 認定こども園 | 家庭的保育 | 事業所内保育施設 | 自治体の認証・認定保育施設 | その他の認可外の保育施設 | 居宅訪問型保育 | ファミリー・サポート・センター | 従来の幼稚園保育園の枠にはまらない保育グループ | その他 | 無回答 |
|-----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------|------------|---------------|--------------|------------|-----------------|-------------------------|------------|------------|
| 全体 | 691 | 61.1 | 7.5 | 24.0 | 0.6 | - | 1.4 | 4.9 | 2.6 | 0.1 | 2.2 | 2.6 | 3.9 | 0.4 |
| 0歳 | 26 | 3.8 | - | 57.7 | - | - | 7.7 | 19.2 | 3.8 | 3.8 | 11.5 | - | 3.8 | - |
| 1歳 | 31 | - | - | 87.1 | - | - | 3.2 | 6.5 | - | - | 6.5 | - | 3.2 | - |
| 2歳 | 99 | 28.3 | 2.0 | 28.3 | 1.0 | - | 4.0 | 7.1 | 8.1 | - | 4.0 | 7.1 | 17.2 | 1.0 |
| 3歳 | 172 | 66.3 | 9.9 | 22.1 | 0.6 | - | - | 4.1 | 1.7 | - | 1.7 | 4.1 | 1.2 | 0.6 |
| 4歳 | 164 | 74.4 | 4.9 | 17.1 | 0.6 | - | 1.2 | 4.9 | 1.2 | - | 0.6 | 1.8 | 1.8 | - |
| 5歳 | 199 | 78.9 | 12.6 | 15.1 | 0.5 | - | 0.5 | 2.5 | 2.0 | - | 1.0 | 0.5 | 1.5 | 0.5 |

(2) 定期的な教育・保育事業の利用意向

今後利用したい定期的な教育・保育事業を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」(67.6%)が7割近くで最も高く、「幼稚園の預かり保育」(37.1%)、「認可保育所」(34.1%)、「認定こども園」(22.4%)などと続いています。

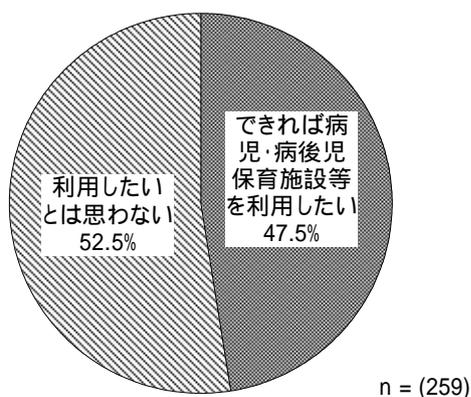


(1 - 2) 病児・病後児保育の利用意向

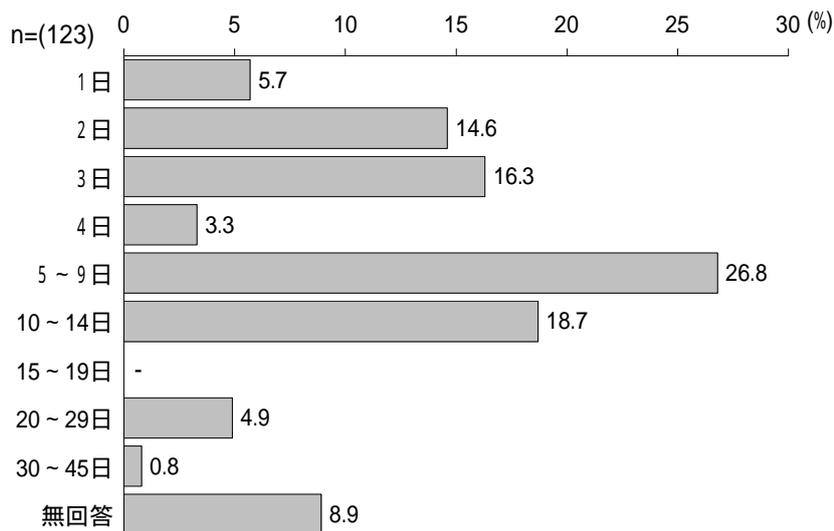
子どもが病気やケガなどの際に父親又は母親が休んだ場合、できれば病児・病後児保育を利用したいと思ったかをたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」(47.5%)は半数弱となっています。

利用を希望する日数は、年「5～9日」(26.8%)が2割台半ばで最も高く、「10～14日」(18.7%)、「3日」(16.3%)、「2日」(14.6%)などと続いており、平均は6.39日となっています。

図表 0 - 9 病児・病後児保育の利用意向

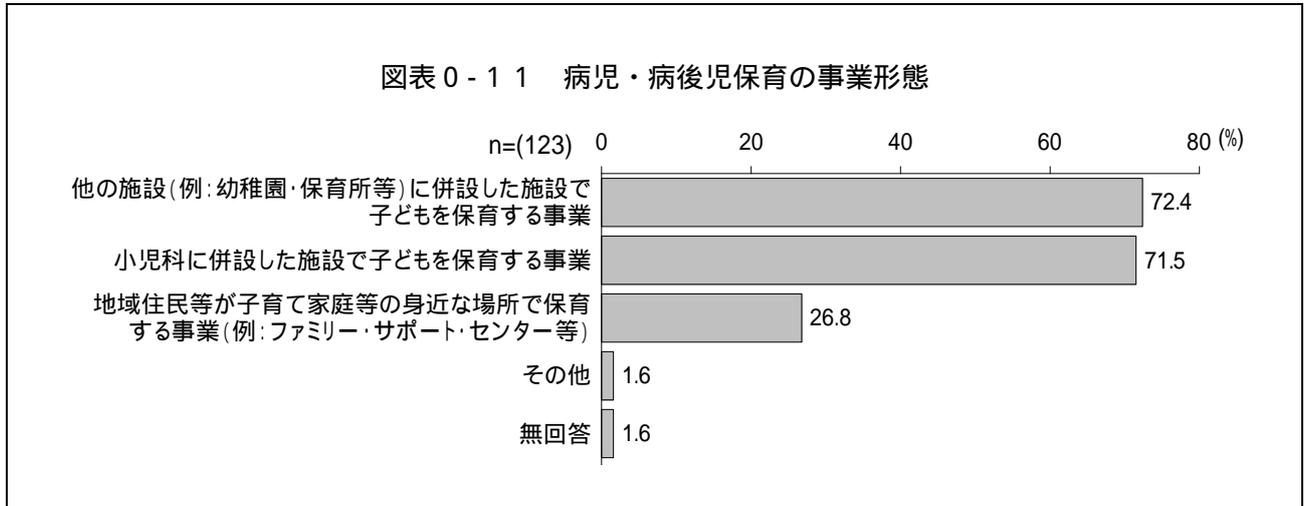


図表 0 - 1 0 病児・病後児保育の利用希望日数 (年間)



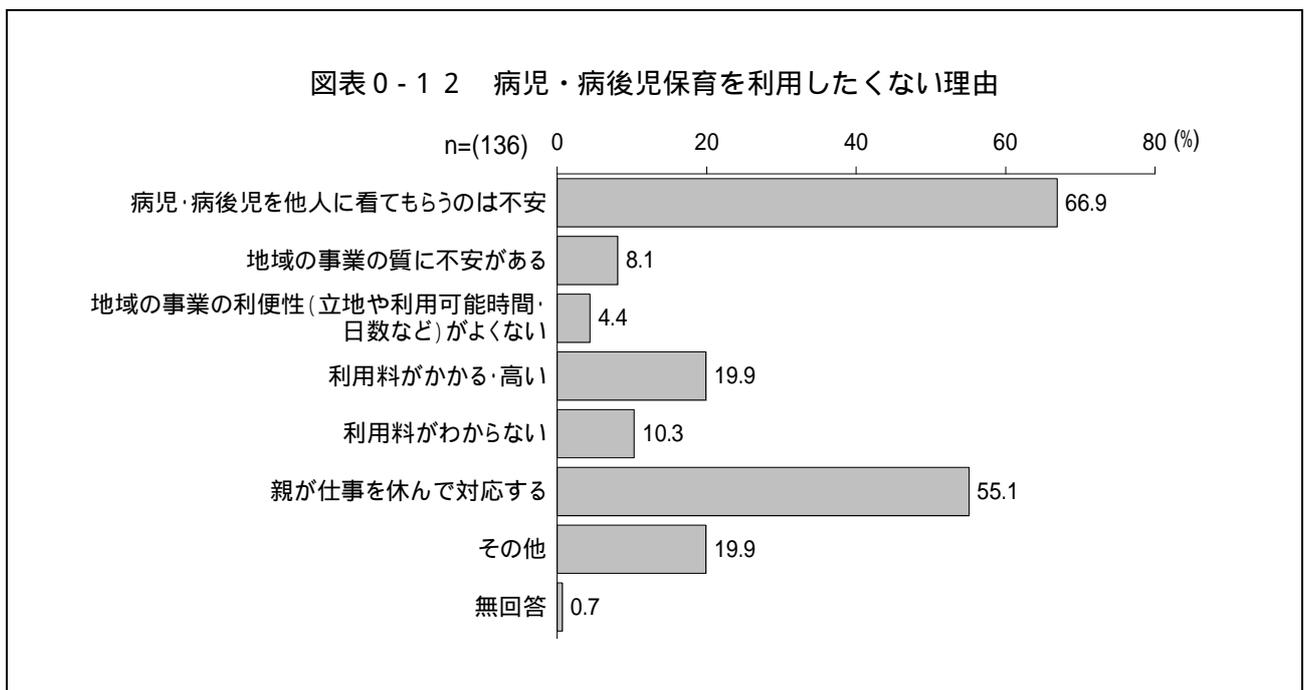
(1 - 3) 病児・病後児保育の事業形態

病児・病後児保育を利用する場合に望ましいと思う事業形態を複数回答でたずねたところ、「他の施設（例：幼稚園・保育園等）に併設した施設で子どもを保育する事業」（72.4%）と「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」（71.5%）がいずれも7割を超えています。



(1 - 4) 病児・病後児保育を利用したくない理由

病児・病後児保育を利用したいとは思わない人に、その理由を複数回答でたずねたところ、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（66.9%）が7割近くで最も高く、「親が仕事を休んで対応する」（55.1%）が過半数となっています。



会議の検討経過

| 回数 | 開催年月日 | 議事内容（主な内容） |
|-----|---------------------------------|--|
| 第1回 | 平成25年 7月22日（月） 10時～12時 | 会長、副会長の選出 子ども・子育て関連3法について 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について |
| 第2回 | 平成25年 9月9日（月） 13時～15時 | 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について |
| 第3回 | 平成25年 11月25日（月） 10時～12時 | 就学前児童ニーズ調査について 小学生対象ニーズ調査について 保育の必要性について |
| 第4回 | 平成26年 3月3日（月） 13時～15時 | ニーズ調査の結果について 今後の放課後事業（学童クラブ）の検討について 中間報告について |
| 第5回 | 平成26年 4月14日（月） 13時～15時30分 | 一般向け説明会（意見交換会）について 今後5年間の量の見込みについて 就労時間の下限の設定について 中間報告について |

| 回数 | 開催年月日 | 議事内容（主な内容） |
|-----|---------------------------------|---|
| 第6回 | 平成26年 6月2日（月） 10時～12時30分 | 一般向け説明会（意見交換会） について 今後5年間の量の見込みにつ いて 地域子ども・子育て支援事業 について |
| 第7回 | 平成26年 7月14日（月） 10時～12時30分 | 一般向け説明会（意見交換会） について 地域型保育事業の認可・運営 基準、教育・保育施設の運営基 準について 支給認定基準について 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について |
| 第8回 | 平成26年 9月29日（月） 10時～12時30分 | 利用者説明会について 教育・保育の確保方策につい て 利用者負担（保育料）の設定 について 学童クラブの設備運営基準に ついて 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について |
| 第9回 | 平成26年 11月7日（金） 10時～12時30分 | 利用者説明会について 地域子ども・子育て支援事業 の確保方策について 計画の基本目標・重点施策に ついて 学童クラブの設備運営基準に ついて 次年度予算に向けた報告につ いて |

| 回数 | 開催年月日 | 議事内容（主な内容） |
|------|---------------------------------|--|
| 第10回 | 平成27年 1月26日（月） 10時～12時30分 | 一般向け勉強会について 子ども・子育て支援事業計画の策定について 今後の放課後事業の検討について 最終報告について |
| 第11回 | 平成27年 3月6日（金） 10時～12時30分 | 一般向け勉強会について 子ども・子育て支援事業計画の策定について 今後の放課後事業の検討について 最終報告について |

（参考）

委員自主打合せ

| 回数 | 開催年月日 |
|-----|---------------------------|
| 第1回 | 平成26年4月5日（土） 19時～21時 |
| 第2回 | 平成26年5月17日（土） 19時～21時30分 |
| 第3回 | 平成26年6月28日（土） 19時～21時30分 |
| 第4回 | 平成26年9月6日（土） 19時～21時 |
| 第5回 | 平成26年10月25日（土） 19時～21時 |
| 第6回 | 平成26年12月13日（土） 19時～21時30分 |
| 第7回 | 平成27年2月7日（土） 19時～21時 |

イベント

| | 開催年月日 | 主な内容 |
|-----|---------------|--------------|
| 勉強会 | 平成26年7月19日（土） | 子ども・子育て支援新制度 |
| 勉強会 | 平成27年2月15日（日） | 利用者支援事業 |
| 勉強会 | 平成27年3月1日（日） | 親子で行ける場所 |

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」を

「

| | |
|-----------------|---------|
| 地域福祉計画策定委員会委員 | 規則で定める額 |
| 子ども・子育て会議委員 | 規則で定める額 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 | 規則で定める額 |

」に改める。

葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

| 氏名 | 現委員 () | 所属 |
|--------|------------|--|
| 鈴木 力 | | 関東学院大学准教授(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 9 月 8 日) |
| 寶川 雅子 | 会長 () | 鎌倉女子大学講師(平成 27 年 3 月 1 日～) |
| 武谷 廣子 | 副会長 () | 医師(葉山町母子保健健診医) |
| 松尾 真弓 | () | 葉山にこにこ保育園(認可保育所) |
| 角井 行雄 | () | あおぞら幼稚園(逗葉私立幼稚園協会) |
| 柴田 みゆき | () | 保育園父母代表 |
| 木下 智美 | | 幼稚園父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日) |
| 溝端 裕子 | () | 幼稚園父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～) |
| 横田 眞澄 | | 葉山町主任児童委員(平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日) |
| 鹿嶋 千尋 | () | 葉山町主任児童委員(平成 25 年 12 月 1 日～) |
| 野北 康子 | () | NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス |
| 森田 千穂 | () | おひさま保育室(認定保育施設) |
| 倉上 みゆき | () | 小学生父母代表 |
| 井上 恵子 | | 学童保育父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日) |
| 滝澤 美智子 | () | 学童保育父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～) |
| 菅原 美子 | () | 公募委員 |
| 鈴木 佳野 | () | 公募委員 |
| 山浦 彩子 | () | 葉山町子育て支援センター ばけっと |
| 守屋 浩子 | () | 葉山保育園(公立保育所) |
| 中世 貴三 | | 一色小学校(小学校長会代表) (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 南 森生 | () | 長柄小学校(小学校長会代表)(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 加藤 智史 | () | 葉山町社会福祉協議会 |
| 寺田 勝昭 | | 鎌倉三浦地域児童相談所 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 加藤 昌代 | () | 鎌倉三浦地域児童相談所(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 佐藤 弘美 | | 鎌倉保健福祉事務所(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 重松 美智子 | () | 鎌倉保健福祉事務所(平成 26 年 4 月 1 日～) |
| 沼田 茂昭 | | 葉山町教育委員会生涯学習課 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日) |
| 梅田 仁 | () | 葉山町教育委員会生涯学習課(平成 26 年 4 月 1 日～) |

(順不同、敬称略)